

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例	公 布 日	平成16年3月23日	
条例番号	平成16年三重県条例第2号	直近改正日	平成19年3月20日	
所管部局課	環境生活部交通安全・消費生活課	電話番号	059-224-2664	
条例の概要	犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するために必要な事項を定めるものである。	条例の類型	理念型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、県の責務や環境を整備するために必要な事項等を定めるものであり、条例の目的は現在においても妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	犯罪のない安全で安心なまちの実現は、県民の福祉の増進につながるものであり、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	当条例の各条項に基づき、広報啓発や自主的な活動の支援、犯罪を未然に防止する環境の整備等を実施している。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進について、県民等の責務、必要な措置に関する指針の作成等を規定しており、規則・要綱等で規定する余地はない。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	県民カビジョンにおいて、「犯罪に強いまちづくり」が施策に掲げられており、整合している。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	犯罪のない安全で安心なまちの実現は、全ての県民に効果を及ぼすものであり、効果及びコストの配分は適正である。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	市町等との連携について規定している。	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	意見は受けていない	
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無
				無